

# 様式 1 公表されるべき事項

## 独立行政法人水産総合研究センターの役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、業績に基づく役員報酬の増減は行わなかった。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

理事長

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、  
① 俸給月額を0.3%減額 ② 賞与の支給月数を0.05月増額  
する改定を行った。

理事

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、  
① 俸給月額を0.3%減額 ② 賞与の支給月数を0.05月増額  
する改定を行った。

監事

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、  
① 俸給月額を0.3%減額 ② 賞与の支給月数を0.05月増額  
する改定を行った。

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
理事長	17,187	10,860	4,721	1,086 (調整手当) 520 (通勤手当)		
理事 (5人)	74,202	48,132	19,561	5,143 (調整手当) 1,366 (通勤手当)	7月19日 1名	7月18日 1名
監事 (2人)	25,279	16,872	6,100	1,687 (調整手当) 620 (通勤手当)		

注：「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
理事長						該当者なし
理事A	1,383	1	0	H16.9.30	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会において、在職した期間に係る業績評価が行われ、業績勘案率が1.0と決定された。なお、支給額(総額)は、16年度に一部支給された591千円を含む総額である。
理事B	1,656	1	0	H16.9.30	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会において、在職した期間に係る業績評価が行われ、業績勘案率が1.0と決定された。なお、支給額(総額)は、16年度に一部支給された708千円を含む総額である。
理事C	6,537	3	0	H17.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会において、在職した期間に係る業績評価が行われ、業績勘案率が1.0と決定された。なお、支給額(総額)は、16年度に一部支給された4,956千円を含む総額である。
監事A	855	0	6	H16.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会において、在職した期間に係る業績評価が行われ、業績勘案率が1.0と決定された。なお、支給額(総額)は、15年度に一部支給された591千円を含む総額である。
監事B	1,911	1	6	H17.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会において、在職した期間に係る業績評価が行われ、業績勘案率が1.0と決定された。なお、支給額(総額)は、16年度に一部支給された591千円を含む総額である。

注：業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	普通昇給：現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。 特別昇給：職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等は、年度計画人員の15%を超えない範囲で、昇給させることができる。ただし、研究職俸給表の適用職員にあつては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲で、別途実施できる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、140/100（特定幹部職員にあつては、180/100）を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

##### ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

〔 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準拠し、  
① 俸給月額を0.3%減額  
② 配偶者に係る扶養手当の支給月額を13,500円から13,000円へと500円減額  
③ 期末・勤勉手当の支給月数を4.4月から4.45月へと0.05月分増額する改正を行った。 〕

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	774	42.5	7,526	5,555	94	1,971
事務・技術	153	38.2	5,885	4,331	115	1,554
研究職種	465	44.8	8,497	6,282	117	2,215
技術専門職員	7	49.4	5,491	4,006	71	1,485
船舶職員(一)	50	45	7,857	5,763	3	2,094
船舶職員(二)	99	36.4	5,478	4,038	0	1,440

注:代表的職種以外の職種の説明

技術専門職員：一般職の職員の給与に関する法律別表第1ロ 行政職(二)に相当。

船舶職員(一)：一般職の職員の給与に関する法律別表第5イ 海事職(一)に相当。

船舶職員(二)：一般職の職員の給与に関する法律別表第5ロ 海事職(二)に相当。

在外職員	3	54.5	8,483	6,651	0	1,832
------	---	------	-------	-------	---	-------

任期付職員	6	34	6,129	4,799	74	1,330
事務・技術	該当者なし					
研究職種	6	34	6,129	4,799	74	1,330

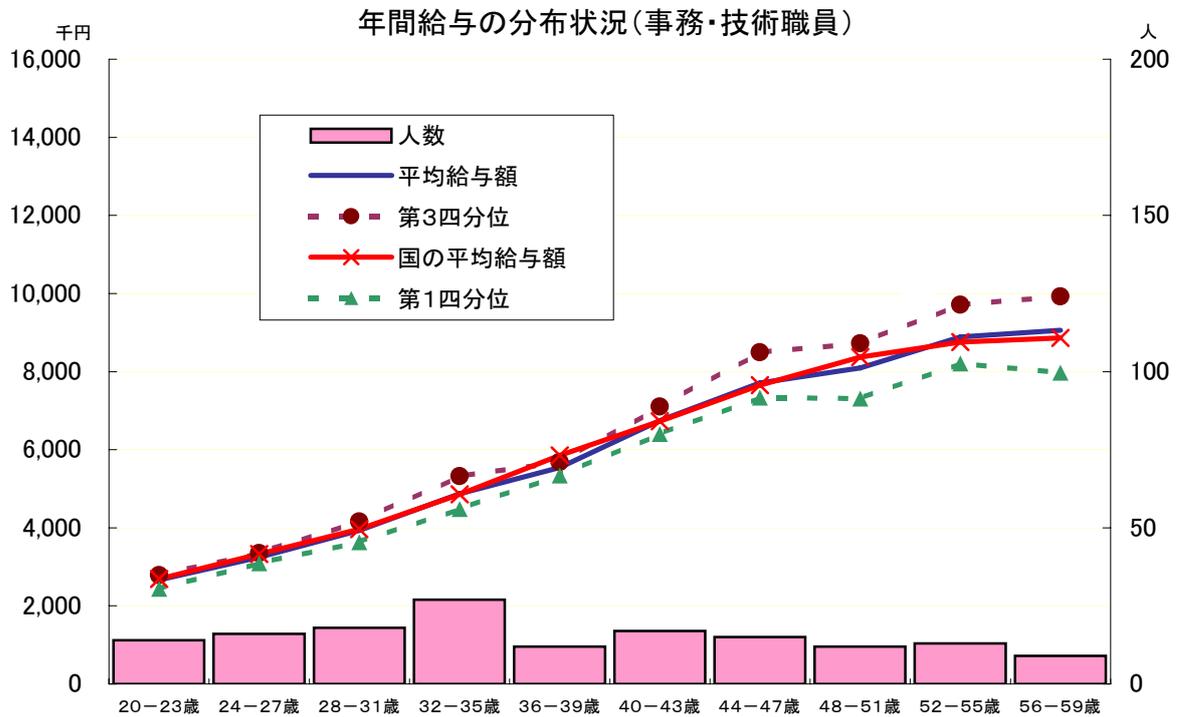
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
研究職種						

非常勤職員	76	46.3	3,011	3,011	119	0
事務・技術	76	46.3	3,011	3,011	119	0
研究職種	該当者なし					

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

上記区分中における、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(高等専門学校教員)」の各職種については、該当がないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

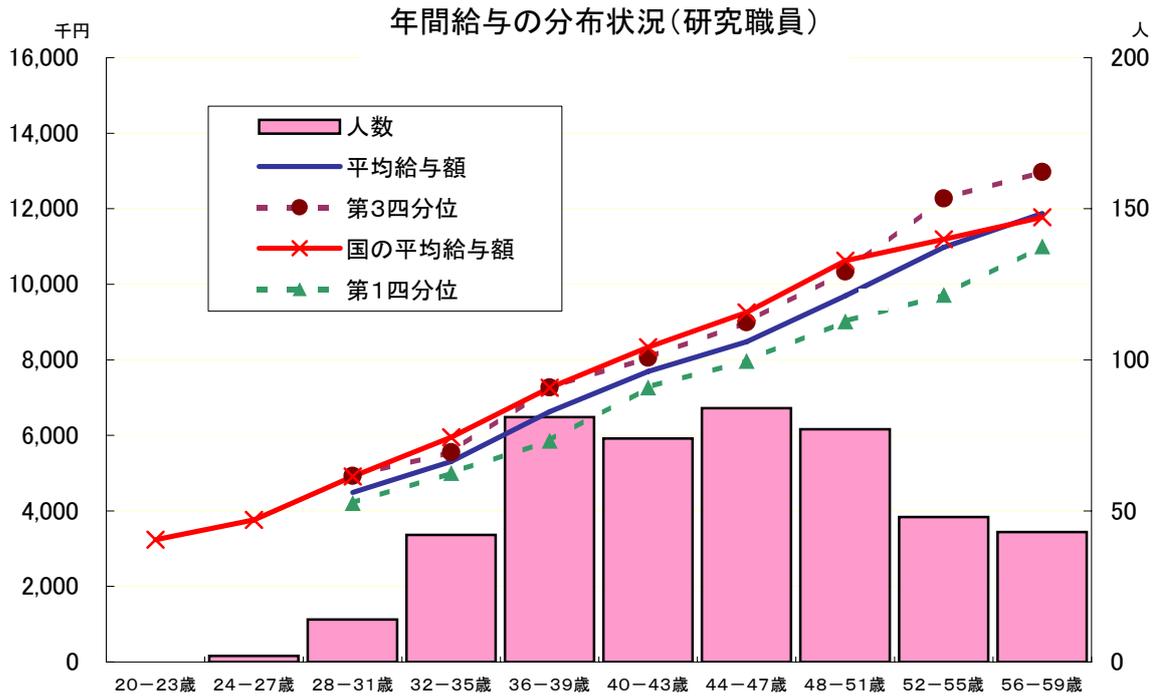
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	2	55.5	—	—	—	—	—
課長	15	53.7	8,747	9,601	10,108		
課長補佐	16	50.1	7,736	8,279	8,693		
係長	60	39.8	5,323	6,088	6,901		
主任	4	51.0	—	6,204	—		
係員	56	27.5	2,934	3,474	3,988		

注:部長については、2名以下のため、第1・第3分位及び平均額を省略した。

主任については、4名以下のため、第1・第3分位を省略した。

年間給与の分布状況(研究職員)



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
研究部長	56	54.9	11,731	12,315	12,970		
研究課長	109	50.9	9,148	10,016	10,715		
主任研究員	188	42.7	7,272	7,854	8,343		
研究員	112	37.3	5,082	5,701	6,112		

③ 職級別在職状況等(平成18年3月31日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係員	係長	係長
人員 (割合)	153人	14人 (9.2%)	17人 (11.1%)	25人 (16.3%)	26人 (17.0%)	20人 (13.1%)
年齢(最高～最低)		23歳 ～ 20歳	31歳 ～ 24歳	35歳 ～ 27歳	45歳 ～ 31歳	55歳 ～ 36歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,157千円 ～ 1,718千円	2,832千円 ～ 2,210千円	3,426千円 ～ 2,488千円	4,374千円 ～ 3,084千円	5,034千円 ～ 3,786千円
年間給与額(最高～最低)		2,934千円 ～ 2,349千円	3,774千円 ～ 3,042千円	4,656千円 ～ 3,395千円	6,006千円 ～ 4,228千円	6,937千円 ～ 5,248千円

区分	計	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		係長	課長補佐	課長	部長
人員 (割合)		25人 (16.3%)	10人 (6.5%)	14人 (9.2%)	2人 (1.3%)
年齢(最高～最低)		59歳 ～ 40歳	58歳 ～ 47歳	58歳 ～ 44歳	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,427千円 ～ 4,751千円	7,315千円 ～ 5,636千円	8,042千円 ～ 6,124千円	～
年間給与額(最高～最低)		8,726千円 ～ 6,632千円	9,744千円 ～ 7,736千円	10,735千円 ～ 8,450千円	～

注:9級については、該当者が2名以下のため、年齢以下の記載を省略した。

職級別在職状況等(平成18年3月31日現在)(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	研究課長	研究部長
人員 (割合)	465人	0人 (0.0%)	92人 (19.8%)	163人 (35.1%)	114人 (24.5%)	96人 (20.6%)
年齢(最高～最低)		～	46歳 ～ 27歳	57歳 ～ 36歳	59歳 ～ 41歳	59歳 ～ 46歳
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,911千円 ～ 2,823千円	8,694千円 ～ 4,366千円	8,199千円 ～ 5,883千円	10,930千円 ～ 7,137千円
年間給与額(最高～最低)		～	6,671千円 ～ 3,810千円	11,103千円 ～ 6,346千円	10,937千円 ～ 8,000千円	14,627千円 ～ 9,719千円

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(6月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4	67.7	67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.6	32.3	32.9
	最高～最低	40.4～31.0	37.7～30.1	36.4～30.5

注:管理職員については、該当者が2名以下のため、記載を省略した。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(6月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.2	58.7	58.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.8	41.3	42.0
	最高～最低	46.7～32.1	47.8～39.6	45.6～38.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.7	67.6	67.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.3	32.4	32.8
	最高～最低	42.3～31.0	38.1～30.0	37.2～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

99.5

対他法人(事務・技術職員)

92.3

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(研究職員)

対国家公務員(研究職)

93.4

対他法人(研究職員)

91.2

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項  
特になし。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 13年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,799,649	千円 6,831,094	千円 (%) △ 31,445 (△ 0.5)	千円 (%) △ 578,080 (△ 7.8)
退職手当支給額 (B)	千円 428,860	千円 475,802	千円 (%) △ 46,942 (△ 9.9)	千円 (%) △ 353,035 (△ 45.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 961,756	千円 924,542	千円 (%) 37,214 (4.0)	千円 (%) 357,041 (59.0)
福利厚生費 (D)	千円 886,793	千円 830,405	千円 (%) 56,388 (6.8)	千円 (%) 59,416 (7.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,077,058	千円 9,061,843	千円 (%) 15,215 (0.2)	千円 (%) △ 514,658 (△ 5.4)

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 第1期中期計画に示された人事に関する計画において、技術開発及び開発調査等の業務の実施に伴い移行された職員を除く常勤職員数の削減目標は期初783名に対し期末757名(削減率△3.3%)であり、この目標は順調に達成された。
- ② ①による削減目標を順調に達成したことにより、当年度(平成17年度)の「給与・報酬等支給総額」は、6,799,649千円であり、前年度(平成16年度)に対して△0.5%、期初(平成13年度)に対して△7.8%の削減となった。  
また、当年度の「最広義人件費」については、9,077,058千円であり、当年度の災害補償費が前年度より32,078千円の増額となったことから、前年度に対して0.2%の増額となったが、期初に対しては△5.4%の削減となった。
- ③ ア 人件費については、第2期中期計画において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、職員の給与について必要な見直しを進めることとしている。  
イ 基準年度の「給与、報酬等支給総額」  
7,729,554千円(うちさけ・ます資源管理センター分929,905千円)

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。